

基発0331第66号  
28文科高第1237号  
平成29年3月31日

公益社団法人全国学習塾協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



文部科学省生涯学習政策局長



文部科学省高等教育局長



### 学生アルバイトの労働条件の確保について（再要請）

学生アルバイトの労働条件の確保については、厚生労働省から貴会に対して、平成27年3月に学習塾の講師の労働条件の確保、同年11月に学生アルバイトの労働条件の確保についてそれぞれ要請を行い、貴会におかれましては、精力的にお取り組みをいただいているところと存じます。

しかしながら、昨今、学生アルバイトをめぐるトラブルが各種報道で大きく取り上げられ、中には労働基準法違反が疑われる事案が存在するなど、引き続き、社会的に大きな課題となっているところです。

これらのトラブルの中には、労働条件の明示や賃金の支払いといった基本的な事項が守られていない事案など、学生アルバイトの無知につけいるような事例も散見されるところです。また、労働基準監督署の労働基準監督官が実施した学習塾に対する監督指導において、依然として、いわゆる「コマ給」を原因とした賃金不払等の労働基準法違反が認められるところです。

学生にとって、最初の就業経験が、アルバイトであることが少なくありませんが、そのアルバイトでトラブルに巻き込まれてしまうとその後の職業生活に影響を及ぼすおそ

れもあるため、適切な労働条件の確保を図ることが重要です。

このため、厚生労働省及び文部科学省としては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導を実施してまいりましたが、本年も4月～7月を「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとし、アルバイト問題に関する重点的な周知・啓発のほか、若者への相談対応の充実などを図ってまいりますので、貴会をはじめとする事業主団体・業界団体におかれましては、下記事項について、傘下団体や会員企業への周知・啓発に御協力をいただきたく要請いたします。

また、厚生労働省では、平成29年3月24日付け基発0324第1号「学習塾における講師等の労働条件の確保について」（別添1）に基づき、学習塾における講師等の労働条件の確保を図っていくこととし、さらに文部科学省と連携し、新たに作成した大学生・高校生等や事業主向けのチラシ等による周知・啓発、大学生・高校生等向けの労働法教育のさらなる充実、大学生・高校生等が相談しやすい環境整備等を通じた相談体制の充実等、各種の取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願いいたします。

## 記

### 1 学生アルバイトの労働条件の確保について

各事業主においても、引き続き、学生アルバイトについて、

- ・労働契約の締結の際の労働条件の明示
- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（別添2）に基づく労働時間の適正な把握
- ・賃金の適正な支払い

等の労働基準関係法令等の遵守はもとより、

- ・学生の本分は学業であることを御理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての御配慮

等に留意いただきたいこと。

### 2 フランチャイズ形態における加盟店への指導について

フランチャイズ形態で事業展開を行っている企業におかれては、本部において各加盟店が労働関係法令違反を行わないよう、適切な御指導をいただきたいこと。

### 3 労働条件の確保に向けた厚生労働省の取組の周知について

厚生労働省においては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただ

くため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>) による情報発信を行っているほか、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」

(0120-811-610) を開設しているので、これらについても周知に御協力をいただきたいこと。

以上